五　その他の出席者の氏名
六　陳述された意見の要旨
七　口述書が提出された場合にあっては、その旨及び口述書の要旨
八　証拠が提示された場合にあっては、その旨及び証拠の標目
九　その他議長が必要と認める事項

（調書の閲覧）

第十三条　関係人は、前条の調書を閲覧することができる。

（配当の実施）

第十四条　カジノ事業者に係る特定資金移動履行保証金のうちに、当該カジノ事業者と法第八十一条第一項に規定する特定資金移動履行保証金保全契約を締結している者が同条第二項の命令に基づき供託した特定資金移動履行保証金がある場合には、カジノ管理委員会は、まず当該カジノ事業者が供託した特定資金移動履行保証金につき配当を実施しなければならない。

（配当の手続等）

第十五条　カジノ管理委員会は、配当の実施のため、供託規則第二十七号書式から第二十八号の二書式までにより作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に供託規則第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2　カジノ管理委員会は、前項の規定による配当の実施をしたときは、様式第八により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、カジノ事業者に交付しなければならない。

3　カジノ管理委員会は、施行規則第七十五条第八項に規定する費用の額につき特定資金移動履行保証金の還付を受けようとするときは、当該費用の額を記載した供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

（債券の換価）

第十六条　カジノ管理委員会は、施行規則第七十五条第七項の規定により債券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

2　カジノ管理委員会は、債券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該債券に代わる特定資金移動履行保証金として供託しなければならない。

3　前項の規定により供託された供託金は、第一項の規定により還付された債券を供託したカジノ事業者が供託したものとみなす。

4　カジノ管理委員会は、第二項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定するカジノ事業者に通知しなければならない。

（仮配当の手続等）

第十七条　カジノ管理委員会は、施行規則第七十五条第九項の規定により仮配当をするときは、当該仮配当の実施のため、供託規則第二十七号書式から第二十八号の二書式までにより作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、仮配当を受けるべき者に供託規則第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2　カジノ管理委員会は、前項の規定による仮配当をしたときは、様式第八により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、カジノ事業者に交付しなければならない。

3　施行規則第七十五条第十一項の規定により請求をしようとする者は、様式第九により作成した仮配当請求書に同条第十項第五号に規定するものを添えて、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

（公示等）

第十八条　法第八十二条第三項並びに施行規則第七十五条第四項、第五項及び第十項の規定並びに第七条及び第十一条の規定による公示は、官報に掲載することによって行う。

（供託規則の適用）

第十九条　この命令に定めるもののほか、特定資金移動履行保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続による。

（特定資金受入業務に係る準用）

第二十条　前各条の規定は、法第八十四条第三項において特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）第十二条の規定により読み替えて準用する法第八十条第二項及び第八十一条から第八十三条までの規定並びに施行規則第七十七条において読み替えて準用する施行規則第六十七条から第七十五条までの規定における特定資金受入業務に係る特定資金受入保証金及び特定資金受入保証金保全契約について準用する。

附　則

この命令は、法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

様式第一（第一条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）関係）　（日本産業規格Ａ列４番）

カジノ管理委員会　殿

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者の氏名

取　戻　承　認　申　請　書

□　下記のとおり、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第72条第１項の規定により特定資金移動履行保証金の取戻しの承認を申請します。

□　下記のとおり、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第72条第３項の規定により特定資金移動履行保証金の取戻しの承認を申請します。

□　下記のとおり、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第77条において準用する同規則第72条第１項の規定により特定資金受入保証金の取戻しの承認を申請します。

□　下記のとおり、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則第77条において準用する同規則第72条第３項の規定により特定資金受入保証金の取戻しの承認を申請します。

記

１　取戻しの事由

２　取戻しをしようとする供託物の内容（供託所名　　）

イ　金銭の場合

供託番号	供託年月日	供託者名	供託金額	取戻申請金額
			円	円

ロ　振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ　振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

３　その他参考となる事項

（記載上の注意）

該当する□にレ印を付けること。